

岩出市高齢者見守り配食サービス事業

業務委託仕様書

1. 委託業務の概要

実施事業者は、市が見守り配食サービスの利用を決定した高齢者（以下「利用者」という。）に対して、利用者の居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

2. 応募資格

実施事業者は、次に掲げる基準を満たすこととする。

- (1) 岩出市高齢者見守り配食サービス事業の趣旨に賛同し、サービスを実施できること。
- (2) 原則、岩出市内全域に配食が可能であること。
- (3) 岩出市に指名願を提出していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (5) 実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (6) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前 1 年以内に受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する「暴力団」、「暴力団員」等に該当しないこと。
- (8) 本事業の業務遂行上知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを遵守する者であること。また、事業終了後も同様とする。

3. 契約

契約期間については、契約年度毎とし、契約締結日から各年度末までとする。
また、契約方式は、見守りによる安否確認 1 回当たりの単価契約とする。

4. 対象者の範囲

本事業の対象となる利用者は、岩出市に住所を有する 65 歳以上の者で、次のいずれにも該当する者であることから、個々の健康状態や生活環境等に十分配慮して業務を行うこととする。

- (1) 高齢者のみの世帯（準ずる世帯も含む。）に属する高齢者
- (2) 生活機能の低下等の理由で食事を自ら調理することが困難であると認められる者
- (3) 同居する者等から食事及び安否確認についての十分な援助を受けることが困難であると認められる者

5. 仕様

(1) 内容及び回数

- ア 高齢者に適した内容の栄養バランスのとれた食事を利用者宅に訪問し配達するとともに、原則として対面により当該利用者の体調・衛生・住環境等の状況と安否を確認する。また、利用者の健康状態等に異常があった場合は、あらかじめ登録している緊急連絡先への連絡等を行うものとする。
- イ 利用者 1人当たりの利用回数は 1週間当たり 3回を上限とする。

(2) 衛生管理

- ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の規定による営業許可を取得しており、食事の調理を当該営業許可を受けた厨房設備において行っていること。また、調理業務を外の事業者に委ねる場合も同様とする。
- イ 「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成 9 年 6 月 30 日、衛食第 201 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号別添）を遵守すること。また、その他関係法令を遵守するとともに、HACCP（危害要因分析・重要管理点）に沿った衛生管理を適切に実施すること。
- ウ 利用者の健康を十分勘案するとともに、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。

(3) 実施手順

- ・見守り料金：200 円（1回当たり）1日最大 1 回（昼・夕どちらか 1 回）
※1 日 2 回配食の場合でも、見守り料は 1 回分のみ
※押川・境谷地区は、1 回につき 100 円を加算
- ・配食 1 回当たりの料金：弁当代実費（利用者負担）
- ・利用者は実施事業者が提供するメニューから選択する。
- ・実施事業者は利用者と配食サービスの利用契約を締結する。
※配食サービスの時間帯については、実施事業者と利用者との協議により定めるものとする。
- ・本事業の対象は、週最大 3 回まで※曜日は問わない。

- ・お弁当配達時、利用者から利用実績表（原本）に押印（またはサイン）をしてもらい、翌月 10 日までに請求書と実績報告書とともに、原本を市に提出する。
- ・お弁当の配達は直接手渡しとし、対面で安否を確認することを原則とする。
- ・見守りによる安否確認の際に利用者の健康状態等に異常が認められた場合又は利用者が不在の場合は、適切な措置を行うとともに、必要に応じ緊急連絡先等へ連絡を行うものとする。
- ・緊急連絡先は、原則として申請時あらかじめ決めている連絡先（親族等）とし、必要に応じて関係機関にも連絡するものとする。

(4) 再委託について

受託者は、業務の一部について市が承諾した場合において、実施事業者の責任において再委託できるものとする。

6. 提出書類

- ・岩出市高齢者見守り配食サービス事業者登録申請書
- ・岩出市高齢者見守り配食サービス事業実施計画書
- ・食品営業許可証の写し
- ・賠償責任保険証書の写し
- ・提供する弁当の写真及び献立表、パンフレット（メニュー）等
- ・配食実績表（過去 1 年程度の月別配食実績数）
- ・その他市長が必要と認めるもの

図

